

公 示 送 達

下記の者について受取人の住所及び居所が不明なことから書類の送達ができなかったため、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、発送した書類は、山陽小野田市税務課収納係 (TEL 0836-82-1126) に保管し、いつでも交付を行う。

令和 8 年 6 月 29 日

山陽小野田市長 藤田 剛



- 1 名 称
国税徴収法第 5 4 条に基づく文書
国税徴収法第 1 3 1 条に基づく文書
- 2 件数
全 2 件
- 3 受取人
PHAN DINH QUYEN